



埼玉県報

第367号
令和4年(2022年)
11月29日
火曜日

目次

告示

- 志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の再開の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 箕和田用水土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 春日部都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 春日部都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 春日部都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

- 春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 幸手都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 春日部都市計画土地地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 一般国道140号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道熊谷寄居線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道弁財深谷線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 運転免許取得者等教育を行う者に係る代表者変更の公示（運転免許課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千二百五十三号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百五十四号

川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千二百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
草加パートナーズ 内科・糖尿病クリ ニック	医療法人SPG	草加市栄町二―一―九 松原ツインタワービルA棟三 階・四階	令和四年十月 一日
長嶋医院	長嶋 吉郎	飯能市坂石町分二三七―二	平成三十年七 月一日
岡野歯科医院	医療法人社団仁 慈会	ふじみ野市鶴ヶ舞一―一八― 一八	令和四年十月 一日
東松山いはなフ アミリー歯科	永吉 泰雄	東松山市六軒町一七―一七	令和四年十一 月一日
高柳歯科医院	高柳 篤史	幸手市中三―一四―四	令和四年十一 月一日
薬局マツモトキョ シ 春日部梅田店	株式会社マツモ トキョシ	春日部市梅田二―四―二二	令和四年十一 月一日

遠藤薬局みさと彦 成店	株式会社遠藤薬 局	三郷市彦成二―三七七―一	令和四年十一 月一日
なごみ薬局	澁谷薬局合同会 社	三郷市鷹野三―二六〇―二	令和四年十月 一日
ドラッグセイムス 柳瀬川薬局	株式会社富士薬 品	志木市柏町六―二八―二二	令和四年十一 月一日
薬局マツモトキョ シ 所沢小手指店	株式会社マツモ トキョシ	所沢市小手指町一―一五―一	令和四年十月 一日
クリエイト薬局飯 能東町店	株式会社クリエ イトエス・デイ イ	飯能市東町三二―一	令和四年十一 月一日
ファイン薬局 熊 谷宮前	株式会社ファイ ンファーマシー	熊谷市宮前町一―一三九	令和四年十月 一日
ソレイユ薬局坂戸 店	株式会社GRI T	坂戸市中小坂八九九―三一	令和四年十月 一日
訪問看護ステーシ ョン 周	株式会社ENS OLEILLE	久喜市吉羽一―三八―一六	令和四年十一 月一日
SUNAI's 訪 問看護ステーショ ン	株式会社SUN AI's	上尾市錦町九―八	令和四年十月 一日
ふれあい訪問看護 ステーション	株式会社はなわ 社会福祉	本庄市西富田六三四―一	令和四年七月 一日
訪問看護ステーシ ョンあやめ幸手	株式会社フアー ストナース	幸手市北一―一―一六ハイム フジB一〇二号室	令和四年十月 一日

二 指定施術機関

氏名		住所		施術所		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	
湯地 秀典	フルケア狭山接骨院	狭山市東三ツ木五―四	令和四年十月十七日	室田 拓也	接骨院パ―ソナ ルサポート	児玉郡上里町七本木二六四 七―一八 令和四年九月二十日
高橋 利昌	訪問鍼灸マツサ ―ジ KEiR OW 秩父ステ ―シヨン 電器ヤオ秩父店二F	秩父市中町三―一六ベスト	令和四年十月三日	倉地 宏幸	アツピ―治療院	上尾市二ツ宮九六四―一 令和四年十月一日
藤田 留之	アツピ―治療院	上尾市二ツ宮九六四―一	令和四年十月一日	平柳 亜希	訪問医療マツサ ―ジ KEiR OW 久喜ステ ―シヨン 六コバヤシハウス二〇三	久喜市久喜中央二―四―二 令和四年十月二十四日

告示

埼玉県告示第千二百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
しみず泌尿器科・内科クリニック	名称	たけうちクリニック	しみず泌尿器科・内科クリニック
訪問看護ステーションすずらん	所在地	所沢市中新井二―八七―二	所沢市中新井四―二七―一五

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
駒 亮平	施術所 名称		たいら鍼灸治療室

告示

埼玉県告示第千二百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
草加パートナーズ内科・糖尿病クリニック	草加市栄町二―一―九松原ツインタワービルA棟四階	令和四年九月三十日
長嶋医院	飯能市坂石町分二三七―二	平成三十年六月三十日
山田クリニック	入間市下藤沢一二九二―一〇	令和四年九月三十日
にいぞファミリー歯科	戸田市新曽一八九七―三・一階	令和四年十月十三日
岡野歯科医院	ふじみ野市鶴ヶ舞一―一八―一八	令和四年九月三十日
医療法人 互恵会 すみれ歯科医院	熊谷市佐谷田二―二	令和四年九月三十日
吉見歯科医院	比企郡吉見町久保田一九〇―一―二	令和四年八月十六日

高柳歯科医院	三郷市鷹野三―二六〇―二	令和四年九月三十日
幸手市中三―一四―四	鴻巣市上谷六八三―二	令和四年七月三十一日
あさま薬局	熊谷市宮前町一―一三九	令和四年九月三十日
東松山市大字東平一八八―一	薬局アポック 熊谷宮前店	令和四年九月三十日
そうごう薬局 坂戸	坂戸市中小坂八九九―三一	令和四年九月三十日

告示

埼玉県告示第千二百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
安田歯科医院	蕨市中央四―二―一七	令和四年十一月三十日

告示

埼玉県告示第千二百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称						所在地						開設者名						サービスの種類						指定年月日					
鶴ヶ島池ノ台病院						鶴ヶ島市脚折一四四〇―二						医療法人菊一会						訪問看護						令和四年十月一日					
																		訪問看護											
																		訪問リハビリテーション											
																		居宅療養管理指導											
																		介護予防訪問看護											
																		介護予防訪問リハビリテーション											
																		介護予防居宅療養管理指導											

ふたば薬局	ひまわり薬局 本町店	ゆかり薬局	オレンジ薬局	明戸大塚医院	医療法人社団 東光会 在宅 専門診療所 戸田中央ト タルケアクリ ニッ						
深谷市上柴町 西二―一二― 一七	北本市本町四 ―二〇―二	東松山市大谷 四〇九二―五	東松山市新宿 町七―一九	熊谷市川原明 戸五六九	戸田市本町一 ―二四―七						
有限会社ケ ジ―エフ	有限会社エ ム・アイ・イ	有限会社アド ニス	井上 辰憲	医療法人麻葉 会	医療法人社団 東光会						
介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導
令和四年十月一 日	令和四年十月一 日	令和四年九月一 日	令和四年八月一 日	平成二十六年四 月七日	令和四年八月一 日						

告示

埼玉県告示第千二百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
医療法人麻葉会 あけとクリニック	事業所名 称	明戸大塚医院	医療法人麻葉 会あけとク リニック	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導
株式会社福祉協同 サービス 三郷営 業所	事業所名 称	株式会社福祉 共同サービス 中央営業所	株式会社福祉 共同サービス 三郷営業所	特定福祉用具販売 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸 与 特定介護予防福祉用 具販売
ひまわり薬局	事業所所 在地	北本市北本宿 一九六―七	北本市緑三― 二九一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導
医療法人社団みず の会 訪問看護ス テーション すずらん	事業所所 在地	所沢市中新井 二―八七―二	所沢市中新井 五四―二七―一	訪問看護 介護予防訪問看護

ベ ス ト ケ ア レ ジ デ ン ス 羽 衣	上里町社会福祉協 議会 居宅介護支援 センター	上里町社会福祉協 議会 ヘルパーステ ーション
事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地
児玉郡神川町 新里一六三 二 三	児玉郡上里町 七本木九三〇	児玉郡上里町 七本木九三〇
児玉郡神川町 新里一八六 六	児玉郡上里町 七本木五五九 一	児玉郡上里町 七本木五五九 一
特定施設入居者生活 介護 介護予防特定施設入 居者生活介護	居宅介護支援	訪問介護

告示

埼玉県告示第千二百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり再開の届出があった。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	再開年月日
ケアプラン桜	所沢市山口六八一 ―二	居宅介護支援	令和四年十二月一日

告示

埼玉県告示第千二百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
大塚医院	熊谷市川原明戸 五六九	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年四月 六日

告 示

埼玉県告示第千二百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和四年十一月二十二日認可した。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

箕和田用水土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県入間郡毛呂山町

告 示

埼玉県告示第千二百六十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―三―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県上尾市大字領家字丸山三十四番二外四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百二十一・一三立方メートル

告 示

埼玉県告示第千二百六十五号

春日部市から春日部都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百六十六号

春日部市から春日部都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百六十七号

春日部市から春日部都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百六十八号

春日部市から春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百六十九号

宮代町から幸手都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により春日部市から春日部都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百七十一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県越谷市大字恩間九百七十二番地 有限会社日本ユーエスケー

二 取消年月日

令和四年十一月三十日

告 示

埼玉県告示第千二百七十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県所沢市大字上安松千三百二十五番地の一

株式会社TアンドK

二 指定年月日

令和四年十一月二十二日

告 示

埼玉県告示第千二百七十三号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県熊谷市平戸千五百八十四番地 株式会社電工

二 取消年月日

令和四年十一月二十四日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父郡長瀬町大字本野上字原二四 九番一地先から同郡同町大字本野 上字六道二八二番一地先まで	秩父郡長瀬町大字本野上字原二四 九番八地先から同郡同町大字本野 上字六道二八二番一地先まで	区 間
一四・七〇〽一四・七五	八・六〇〽一二・〇四	敷地の幅員 (メートル)
一一三三・五五		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市畠山字馬場一八三三番地先から 深谷市畠山字馬場一八五三番三地先まで		区 間
一一一・〇〇〇〇 一一一・〇〇〇	七・八七〇 八・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
四二・六三		延長 (メートル)
		備 考

告示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 弁財深谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>深谷市東方字入郷一八二七番五地先から 同市東方字入郷一八二七番五地先まで</p>	<p>深谷市東方字入郷一八二七番一地先から 同市東方字入郷一八二七番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>二二・〇六</p>	<p>二五・四六〇二六・二六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二八・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

埼玉県公安委員会告示第199号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1
項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年11月29日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

施設の名称	変更事項	変更前	変更後
川越自動車学校	代表者の氏名	荻原 聡彦	横塚 元樹

告 示

埼玉県選管告示第七十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年十一月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人 藤香会 ケアハウス 藤の郷	埼玉県秩父市日野田町二丁目二十二番三十号
病院	医療法人社団 葵会 介護老人保健施設 葵の園・越谷レイクタウン	埼玉県越谷市東町五丁目百五十五番地一
老人ホーム	社会福祉法人 苗場福祉会 特別養護老人ホーム けやき野の森 従来型	埼玉県入間市下藤沢千百四十番一
老人ホーム	社会福祉法人 苗場福祉会 特別養護老人ホーム けやき野の森 ユニット型	埼玉県入間市下藤沢千百四十番一
病院	一般財団法人 関東厚生福祉会 朝霞厚生病院	埼玉県朝霞市大字浜崎七百三番地